

(公 印 省 略)
建 指 第 2006 号 -4
平成 30 年 3 月 23 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

建築基準条例等の一部を改正する条例の公布について（通知）

平成 30 年 3 月 22 日付け兵庫県公報第 2 号外にて建築基準条例等の一部を改正する条例（平成 30 年兵庫県条例第 33 号）が公布されましたので、下記の関係資料を添え通知します。

また、平成 30 年 3 月 5 日に別添の住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成 30 年兵庫県条例第 5 号。以下「条例」という。）が公布され、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 5 項に規定する届出住宅は、条例第 7 条において建築基準条例（昭和 46 年兵庫県条例第 32 号）その他の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく条例又は規則の規定上の「住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「寄宿舍」であることとされていますので、建築基準条例の適用についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 平成 30 年 3 月 22 日付け兵庫県公報の写し（抜粋）
- 2 新旧対照表（建築基準条例）

問い合わせ先：兵庫県県土整備部住宅建築局 建築指導課建築指導班 担当：高橋 Tel：(078)341-7711（内線）4717 Fax：(078)362-4455
